



愛知県教育委員会教育長 様

2017年5月18日

愛知県教育委員会は、職員の不祥事（職員の体罰、わいせつ等）における、事情聴取、聞き取り、の記録を、事案ごとに、作成して（文書化）、公開する事を求める請願

住所

氏名

宮崎邦彦

1 請願の趣旨 経過

- (1) これまで、職員（念のため、教員も含む）の不祥事（体罰、わいせつ等）、職員の処分に関する、開示請求をしてきました。
- (2) 職員の不祥事に関して、事件の事実関係、非違行為報告書、関係職員の弁明書、事情聴取（記録）、処分理由書、処分説明書、等を請求してきました。
- (3) 愛知県教育委員会においては、「事情聴取（の記録）」は作成していない等という理由で、不存在でした。「非開示」ということでした。
- (4) 念のため、聞き取り、事情聴取、について、愛知県教育委員会 決定書 28教職第442号9頁、には次のようにある。

「非違行為を、行ったもの職員、被害者等から聞き取りを行った者が、備忘録として個人的にメモを作成し、・・・自分の手元に置いておくということはあるが、そのメモはあくまで当該者個人的便宜のために作成されたものであり・・・記載された文書を探索したが、やはり作成又は取得していなかった（資料1）」とある。

厳密に云えば、聞き取り、事情聴取、は行っているが、記録はしていないということである。記憶に基づいて、その後の判断、対応をしているということになる。
- (5) 職員の非違行為について、事情聴取の記録は、処分等、および、問題の取り組み、問題の原因、背景追及、解明、そして再発防止のための参考にするため、また、非違行為職員の、立ちなおりのためにおいても、事情聴取の記録は、必要かつ重要な文書である。
- (6) この事情聴取の記録は、職員の処分における資料になることは明らかであり、もし処分庁サイドの考え記憶だけで処分がなされたらその処分は違法の指摘がなされることは当然である。現在では、事情聴取の記録が、客観的資料になるということである。いまだに、事情聴取の記録がないということが、理解できない。

(7) また職員の前記行為の被害者からの法的対応（訴訟等）ということになるなら、事情聴取の記録が、重要な証拠になることになる。

(8) 「体罰にかかる報告書（資料2）」や、「非違行為報告書（資料3）」は、職員に問題があったから、生徒へ、けがをさせたということではなく、生徒に非があったから職員がけがをさせたという視点で記載されているといえる。これは、学校サイドの弁明であり記載である。教育委員会が、より客観的、事情聴取の記録が作成されていなかったり提出できない、ということになったら、その時点で、被害者生徒・保護者を傷つけたり、不利にすることになり、二重の被害を負わせることになる。訴訟等になったら、裁判所の心証を悪くすることは明らかである。

(9) 事情聴取の記録は、
前記、報告書（資料

2, 3) の場合（イスを投げた）だったら、①なぜ、指導にイスなのか、②何を根拠にゆるんだと判断したのか、③イス以外の手段方法をなぜ選択しなかったのか、④指導に関して、いつもは、どのような対応をしていたのか、⑤当日の職員の気持ち等についてはどうだったのか、⑥これまで、指導はどのようにしていたのか、⑦これまで、イスを投げるようなことを、しなかったのか、⑧これまでの経験でイスを投げるようなことをしなかったのに、なぜ今回イスということになったのか、⑨これまで先人の指導に関して、イス等ものでの指導方法を見たことがあったのか、⑩指導上、暴力的手段についてどのように思っていたのか、⑪暴力的手段による「指導」について有効と思ったとしたらいつか、⑫人に物を投げるということは、職員が人を人として、見ていたのか、いなかったのか、見ていなかったとしたらなぜか、⑬どのような状況だったら、職員は、暴力的な状態になる、容認することになるのか、⑭職員が踏み外すのは、気持ちなのか、体調か、温度などの気候なのか、⑮指導方法として、どのようなことを身につけていたのかいなかったのか、⑯どのようなことを、身につけていく必要があったのか、⑰今後どのようなことを、気を付けるのか、配慮する必要があるのか、⑱周りにはどのようなことを協力してもらえたらいいのか⑲かとなった時は、自らをどうするのか⑳これらをどのようにして、ふり返り、達成するか

などを非違行為職員自ら、語り、それを聞き取ることを、事情聴取の中に、含まれていることを、必要と請願者は考えています。

(10) 職員の処分に、利用された、備忘録、メモがあるなら、公文書といえる。処分に当たっては、事情聴取の記録は、処分者、被処分者にとって平等に機能することになる。そのような記録でなければならない。

- (11) 事情聴取の記録は、他の自治体では、一部公開、もしくは、ほとんど黒塗り部分があるが、作成している。名古屋市教育委員会の事情聴取記録（資料4）は、聴取（質問）事項、当事者の回答が、ある程度分かるものである。この記録が、納得できるものではないことを付け加えておきます。
- (12) これまで公開されてきた愛知県教育委員会（注）の処分理由に記載してある事件、事案、事実経過に書いてある部分は、処分者の判断での記載といえる。処分について必要な部分だけが、記載しているということである。
- (13) （追記） 警察における取り調べは、可視化の動きがある。これは取り調べが、取調官の、一方的な（決めつけ、偏見等）取調にならないことを防ぐためである。警察の事情聴取は、（被害者、加害者）双方から、警察官が、聞き取りをして、最後に、聞き取った相手に文書の内容を確認してサイン等をさせるとのことであった。
- (14) 教育委員会においても、当然、事情聴取がなされているなら、記録をとることは、教育委員会としての義務であり、職務である。記録の文書化も教育委員会の責任、職務である。現在記録がないということは、問題であり、職務怠慢といえる。
- (15) ある警察の事件（事件名等不明）では、警察官のメモが、公文書いうことになったということを知ったことがある。
- (16) これまで、教育委員会の「事情聴取の記録」が、ないことが問題にならなかったことが不思議である。問題にならない前に、整備されることを求めるものである。

2 請願項目

- 1 職員の不祥事において、事情聴取記録を作成する事。
- 2 職員の不祥事において作成された記録は公開する事。

添付資料

全て写し

資料1 愛知県教育委員会 異議申し立てに関する「決定書」一部

資料2 体罰にかかる報告書 開示請求で公開されたもの（愛知県立明和

高校作成)

資料 3 非違行為報告書 開示請求で公開されたもの(愛知県立明和高校
作成)

資料 4 事情聴取記録 開示請求で公開されたもの(名古屋市教育委員会)